

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年 第6回 春日部市農業委員会総会		
開催日時		令和3年6月25日(金)	開 会	午前10時00分
			閉 会	午前11時34分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室		
議長氏名		会長職務代理者 小川 利雄		
出席者	農業委員	(出席人数：11人)		
		3	市川 大倫	
		4	新井 久義	
		5	萩原 勝	
		8	岡本 勉	
		9	横井 貞夫	
		10	福山 裕司	
		12	水口 健二	
		13	山崎 勇喜	
		17	伊藤 弘子	
	18	栗原 健次		
事務局	(出席人数：6人)			
	農業委員会事務局次長 齋藤 綱紀	農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明	農地振興担当主査 前島 清史		
	農地振興担当主査 中澤 ますみ	農地振興担当主事 加藤 祐一		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開	
		日程2	農地法第4条(知事)：公開	
		日程3	農地法第5条(知事)：公開	
		日程4	租税特別措置法適格者証明：公開	
		日程5	生産緑地従事者証明：公開	
		日程6	春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開	

	<p>日程 7 農用地利用配分計画に関する意見について：公開</p> <p>日程 8 令和 4 年度農林関係税制改正に関する要望について：公開</p> <p>日程 9 令和 4 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について：公開</p> <p>日程 10 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について：公開</p> <p>日程 11 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について：公開</p>	
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	8	岡本 勉
	9	横井 貞夫
	10	福山 裕司

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第6回総会を開会いたします。</p> <p>今回は、齋藤会長が6月22日から7月31日まで欠席でございますので、代わりに私が議長を務めさせていただきます。今回も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について委員長を務めている私より報告させていただきます。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前の運営委員会で</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職務代理について (2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答） (3) 農用地利用配分計画に関する意見について（回答）（中間管理） (3) 令和4年度県農地利用の最適化施策に関する意見について (5) 埼玉県農業会議からの会議用システム用端末機の貸与と 当会農業委員への貸与及び使用基準（案）について (6) 芦橋99番地ほかの事案の聴き取りについて (7) 令和3年度の農業経営及び農地利用状況に関する調査票について について協議しました。
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」 1議案2件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」 1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」 1議案6件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」 1議案3件</p> <p>日程5 議案第5号「生産緑地法従事者証明」 1議案2件</p> <p>日程6 議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>日程7 議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見について」</p> <p>日程8 議案第8号「令和4年度農林関係税制改正に関する要望について」</p> <p>日程9 議案第9号「令和4年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」</p> <p>日程10 議案第10号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」</p>

<p>議長</p>	<p>日程 1 1 議案第 1 1 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」</p> <p>となります。</p> <p>次に、会議規則第 3 5 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 8 番岡本勉委員、9 番横井貞夫委員、1 0 番福山裕司委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>それでは議事にはいります。日程 1 議案第 1 号、「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 2 4 番から 2 5 番について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）について」許可申請が 2 件あったので、審議を求めます。議案書 1 頁をご覧ください。</p> <p>申請番号 2 4 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号 2 5 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。農地の一部に不耕作地があることから、農地法第 3 条第 2 項 1 号について許可に該当しないこととなります。</p>
<p>議長</p>	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、申請番号 2 4 番について、山崎勇喜農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
<p>委員</p>	<p>担当推進委員に代わりまして、報告いたします。</p> <p>申請番号 2 4 番について、朝倉推進委員、鈴木農業委員と私で、令和 3 年</p>

6月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号25番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号25番について、遠藤推進委員より、濱野推進委員、高橋農業委員、飯島農業委員と同行して、令和3年6月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部について、不耕作及び雑草等の繁茂が見られ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告がありました。是正について指導したところ、改善の意思を示し、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保できるよう現在改善に向け進行中です。以上の事から現状では問題ありとの報告がありました。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号24番から25番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号24番について、事前審査の報告をします。

日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地も問題なく、現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当であると決しました。

次に、申請番号25番について、事前審査の報告をします。

担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できない、と報告がありました。申請人保有農地に不耕作及び雑草等の繁茂が見られたため改善の指導をしたところ、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されるまでに一定期間必要である旨の回答がありました。以上のことから申請人は改善の意思を示しているため、事前審査委員4人の合議により継続審議と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号25番に

	<p>について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号24番と25番を別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号25番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号25番を継続審議と決しました。</p> <p>次に、申請番号24番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号24番を許可と決しました。</p>
議長	<p>次に日程2議案第2号「農地法第4条(知事)について」を議題といたします。申請番号4番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条(知事)について」、許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の2頁をご覧ください。申請番号4番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、現在の住居が民間の開発事業の対象となるため、隣接する所有地への自己用住宅の新築移転です。案内図5頁、詳細図6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流します。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番について、栗原健次農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、報告いたします。</p> <p>申請番号4番について、石井推進委員、水口農業委員、池上農業委員と私で令和3年6月9日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと意見を述べ、報告といたします。</p>

議長 次に、議席番号3番、市川大倫委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号4番について、事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。周辺の農地に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号4番について原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。

よって、議案第2号「農地法第4条(知事)について」申請番号4番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)について」を議題といたします。申請番号35番から40番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第5条(知事)について」許可申請が6件あったので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。

申請番号35番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、水田を畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するために掘削し、そこに一般残土を土質検査したものを搬入したあと、掘削した表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。改良後は、かぼちゃ・春菊を3年間作付けする計画で、作付けたそ菜は、近隣の食品加工会社等で加工されると聞いております。案内図は7頁、詳細図は8頁から11頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。農地区分は、農振農用地です。申請書は整っており、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人 埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に、申請番号36番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は建築

業を営んでいます。転用計画は、豊野工業団地内に移転を予定している会社の資材置場の設置です。案内図1 1頁、詳細図1 2頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。資金計画については自己資金として預金通帳の写しが添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号37番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、対象農地が道路や他の地よりも低く、台風や大雨の後、他の水田から藁が大量に流入することを防ぐため、この度の申請に至ったものです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、一般残土を搬入したあと、逐次土砂を搬入し表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。改良後はコメを3年間作付けする計画です。案内図は13頁、詳細図は14頁から18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。本申請の嵩上げ理由は「雨水の流入や農地の冠水」です。県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」では、この理由による農地改良は認められていません。農地区分は、農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に、議案書4頁、申請番号38番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、米の保管のための低温倉庫、及び農業機械の収納のための下屋を設置するものです。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、令和3年4月27日公告済の証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として通路部分にブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号39番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、知的障がい者施設を営んでいます。転用計画は、施設の敷地拡張です。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画は、自己資金として残高証明書が添付

されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号40番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資審査結果連絡票が添付されています。添付された申請地現況写真では、事前着工の疑いがあります。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号35番及び37番について、横井貞夫農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号35番について、古谷推進委員、田口推進委員、上原推進委員、伊藤農業委員、岡本農業委員、福山農業委員と私、計7人で令和3年6月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。しかし、地域の農業者から盛土に関し意見要望がでています。その内容は、農地改良後の農地状況に関し、民・民境界に接している盛土の場合の問題点として、県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」では規定がなく、現状では畦畔高まで盛土されています。こうしたことから農地改良後の隣接する耕作面に水が溜まることや浸透水などで常に保水された状況になるため、稲刈りや耕運、特に冬場の管理が容易にできなくなり、地元農家より苦情や意見要望が出ています。その内容に対応するためには民・民境界に接して盛土をする場合は、境界畦畔から盛土を行わないこと。次に、境界から盛土開始位置を決めるにあたり、盛土の高さ相当分を後退してから盛土開始とすること。次に後退部分に隣接地側の農地の現況高から起算して30センチメートルの深さの水路を構築すること。なお幅員については、深さと比例することとなります。以上の意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号37番について、令和3年6月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。しかし、本申請においても、申請番号35番と同様に地域の農業者から農地

改良後の農地状況に関し、民・民境界に接している盛土の場合の問題点として意見要望が出ています。以上の意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号38番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして意見の概要を報告いたします。申請番号38番について、岡田推進委員より、中田推進委員、萩原農業委員と同行して令和3年6月9日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に議席番号3番、市川大倫委員より申請番号35番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号35番について、事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。

次に本件は、事前審査の際に、古谷推進委員及び横井委員、岡本委員から、農地改良行為は問題がないが、その際、地域の農業者から農地改良後の農地状況に関し、民・民境界に接している盛土の場合の問題点として次のような意見がありました。県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」では規定がなく、現状では畦畔高まで盛土されている。こうしたことから問題点としては、農地改良後の隣接する耕作面に水が溜まることや浸透水などで常に保水された状況になるため、稲刈りや耕運が容易にできなくなり、地元農家より苦情や意見要望が出ているとのことでした。その内容に対応するためには民・民境界に接して盛土をする場合は、境界畦畔から盛土を行わないこと。次に、境界から盛土開始位置を決めるにあたり、盛土の高さ相当分を後退してから盛土開始とすること。次に後退部分に隣接地側の農地の現況高から起算して30センチメートルの深さの水路を構築すること。なお幅員については、深さと比例することの報告でした。以上のことを事前審査委員4人で審査した結果、県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」には、記載されていないが、隣接農業者の農業上の影響を考え不利益とならないよう埼玉県審査にあつては、この条件を付すことが妥当と考えられます。よって、事前審査委員4人で合議の結果、この条件を付して許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号4番、新井久義委員より申請番号36番から40番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号36番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請農地に問題はなく、農地周辺に及ぼす影響もないと考えられることから、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号37番について、事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。しかし、本申請は申請番号35番と同様な申請であり、市川委員からの報告の内容と同様に、本申請においても地域の農業者から農地改良後の農地状況に関し、民・民境界に接している盛土の場合の問題点として意見がありました。次に事務局説明では、本申請の嵩上げ理由は「雨水の流入や農地の冠水」です。県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」では、この理由による農地改良は認められていません、とのことでした。以上のことから事前審査委員4人で合議の結果、不許可相当とすることと決しました。なお、本申請は春日部市農業委員会の意見は不許可相当であります。隣接農業者の農業上の影響を考え、不利益とならないよう埼玉県審査にあつては、申請番号35番と同内容を書面でまとめ意見書に添付し、決定にあつてはその内容を十分審査に加えるよう要望することと決しました。

次に、申請番号38番について報告をします。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請農地に問題はなく、農地周辺に及ぼす影響もないと考えられることから、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号39番について、事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請農地に問題はなく、農地周辺に及ぼす影響もないと考えられることから、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号40番について、事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請地及びその周辺の農地はすでに土地の地形などが変更されている状況でした。このことから事前着工の疑いがあり、違反事案報告の作成を含め

審査いたしました。以上のことから事前審査委員４人で合議の結果、違反事案報告書を春日部農林振興センターへ提出するとともに、不許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(挙手あり)

委員 議席番号１７番、伊藤弘子です。申請番号３７番のことですが、申請者は以前の事案で春日部市農業委員会では不許可相当としたが、県では許可となり、工事が進められた経緯があるが、このことについて説明があるとよいと考えています。

事務局 前回の事案の県の許可の経緯、ということでよいでしょうか。

委員 はい、申請者が同じ、ということもあり、地元から聞かれた場合、どのように答えたらよいか伺いたいです。

事務局 この案件は議決がされていない状況での説明となりますが、先程横井委員の事前審査報告のとおり、また、伊藤委員の質問の内容にもある地元意見を考慮し、申請番号３５番と同じ意見を付していく、ということを考えています。事前審査の報告は不許可相当、理由は要綱に合致しない、ということで県に送付する。総会で審議し、決定した結果であれば、そのように事情を県知事へ説明するしかないと考えています。

委員 議長、ここで休憩をお願いします。

議長 ここで、暫時休憩いたします。
(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
ほかに質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号３５番について、事前審査委員より、許可相当とし、条件を付する必要があると報告がありました。次に、申請番号３７番について、事前審査委員より、不許可相当とし、意見を付する必要があると報告がありました。次に４０番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。
よって、申請番号３５番、３７番、４０番と、３６番、３８番、３９番を別に審議することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいりません。申請番号37番を事前審査の報告のとおり、不許可相当とし、意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号37番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号40番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号40番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号35番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号35番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし条件を付して県知事に送付いたします。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、申請番号36番、38番、39番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、申請番号36番、38番、39番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、日程4、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号15番から17番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請が3件あったので、審議を求める。議案書5頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続き、この特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。</p> <p>はじめに、申請番号15番について、詳細は議案書のとおり。案内図は25頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適</p>

用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は190日です。

次に、申請番号16番について、詳細は議案書のとおり。案内図は26頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。

次に、議案書6頁をご覧ください。申請番号17番について、詳細は議案書のとおり。案内図は27頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は30日です。

議長 次に、申請番号15番について、栗原健次農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、報告いたします。申請番号15番について、日時、人員等は先ほど述べたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号16番について、山崎勇喜農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、報告いたします。申請番号16番について、朝倉推進委員、鈴木農業委員と私で、令和3年6月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号17番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号17番について、野村推進委員より、田口推進委員、大塚農業委員と同行して令和3年6月10日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長 次に、議席番号5番 萩原勝委員より申請番号15番から17番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号15番から17番について、事前審査の報告をします。申請地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から、当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号15番から17番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。
よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号15番から17番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程5、議案第5号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。申請番号2番から3番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号「生産緑地法従事者証明について」証明願が2件あったので、審議を求めます。議案書の9頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買い取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。

はじめに申請番号2番、第34号生産緑地地区の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は28頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者（経営主）が農業従事日数100日でこれまで農業を営んでおりましたが、令和2年5月7日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

次に、申請番号3番、第145号生産緑地地区の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は29頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対

象者（経営主）がこれまで農業を営んでおりましたが、令和3年3月14日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

議長 次に、申請番号2番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。
申請番号2番について、遠藤推進委員より、大塚推進委員、市川農業委員、上原農業委員と同行して令和3年6月14日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長 次に、申請番号3番について、山崎勇喜農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 申請番号3番について、推進委員に代わり報告いたします。朝倉推進委員より、鈴木農業委員と私の3名で令和3年6月11日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと意見を述べ、報告がありました。

議長 次に、議席番号5番 萩原勝委員より申請番号2番から3番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号2番、3番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員4人で合議により原案のとおり証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番から3番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号「生産緑地法従事者証明」申請番号2番から3番について証明書を発行することと決しました。

議長	次に、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定」について、議案書 10 頁をご覧ください。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、意見を求められたので、審議をを求めるものです。5 月 24 日に各委員に配布し、6 月 4 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 11 頁、回答（案）のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第 7 号「農用地利用配分計画に関する意見について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 7 号「農用地利用配分計画の決定」について、議案書 16 頁をご覧ください。春日部市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、審議をを求めるものです。5 月 24 日に各委員に配布し、6 月 4 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 17 頁、回答（案）のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 7 号「農用地利用配分計画に関する意見について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 7 号「農用地利用配分計画に関する意見について」原案のとおり決定しました。

議長	次に、議案第 8 号「令和 4 年度農林関係税制改正に関する要望について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 8 号「農林関係税制改正に関する要望」について、議案書 20 頁をご覧ください。埼玉県農業会議から、意見を求められたので、審議を求めるものです。4 月 26 日に各委員に配布し、5 月 14 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 21 頁、回答（案）のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 8 号「令和 4 年度農林関係税制改正に関する要望について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第 8 号「令和 4 年度農林関係税制改正に関する要望について」原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第 9 号「令和 4 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 9 号「令和 4 年度県農地利用の最適化施策に関する意見」について、議案書 22 頁をご覧ください。埼玉県農業会議から、「令和 4 年度県農地利用の最適化施策に関する意見」を求められたので、審議を求めるものです。4 月 26 日に各委員に配布し、意見の聴取を依頼したところ、議案書 22 頁、「(3) その他農業振興のための支援」について、案が寄せられました。このとおり埼玉県農業会議あて提出してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 9 号「令和 4 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第 9 号「令和 4 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について」原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第 10 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。このことについて、事務局より説

	明を求めます。
事務局	議案第10号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、議案書26頁をご覧ください。農業委員会等に関する法律第37条で定める農業委員会における事務の実施状況について、情報の公開をしたいので、審議を求めるものです。5月24日に各委員に配布し、6月4日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書27頁、(案)のとおり埼玉県農業会議に報告するとともに、市ホームページにて3年間公開してよいかご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第10号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第10号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第11号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第11号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、議案書35頁をご覧ください。農業委員会等に関する法律第37条で定める農業委員会における事務の実施状況について、情報の公開をしたいので、審議を求めるものです。5月24日に各委員に配布し、6月4日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書36頁、(案)のとおり埼玉県農業会議に報告するとともに、市ホームページにて3年間公開してよいかご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第11号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。 よって、議案第11号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

	<p>について」原案のとおり決定しました。なお、議案第10号及び11号については、市ホームページに公開するとともに、一般社団法人埼玉県農業会議あて報告します。</p>
議長	<p>次に、</p> <p>日程12 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」</p> <p>日程13 報告第2号「農地法第4条（届出）」</p> <p>日程14 報告第3号「農地法第5条（届出）」</p> <p>日程15 報告第4号「違反転用事案報告」</p> <p>につきましては、議案書の39頁から44頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。</p>
議長	<p>次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。</p>
議長	<p>次に、その他でございますが、何かありますか。</p>
事務局	<p>（事務局より報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年度農業経営及び農地利用状況に関する調査票について・市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について
議長	<p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第6回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会（午前11時34分）</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番